

令和5年7月28日

第2回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 28 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第 7 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (24名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (0名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、
主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 2 時 00 分）

- 山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 (あいさつ)
それでは、農業委員会憲章を斉唱いたします。
安達会長職務代理者から先導していただきますので、よろしくお願いいたします。
- 安達会長職務代理者 (安達会長職務代理者の先導により農業委員会憲章を斉唱)
- 議長 これより第 2 回総会を開催いたします。
総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めま

す。

山田事務局長 本日の欠席の届出はありません。24名全員出席ですので、定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号3番、蕪澤哲也委員、4番、櫻井正広委員を指名いたします。

日程第 2 議案第2号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、議案第2号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 農地法第3条は、農地または採草放牧地を売り買いや貸し借りなどする場合に当事者は農業委員会の許可を受けなければならないという法律でございます。

それでは、議案書の3から5ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は14件でございます。

1から10番は売買による所有権移転、11から14番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。ここで第2項各号ですが、全ての農地を効率的に耕作していないこと、農作業従事日数が、年間150日に満たないこと、地域の農家の集団化、農作業の効率化などに支障が生じるおそれがないことなどがございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第2号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第4条の許可申請について

議長

議案第3号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

農地法第4条は、農地の所有者が自らその農地を農地以外のものにする場合、知事または農林水産大臣が指定する市町村の長の許可を受けなければならないとの法律でございます。ただし、市街化区域内の農地につきましてはあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には許可を要しません。長岡市は、指定市町村であるため、農地転用許可の権限を有しております。

議案書7ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、小国地域1件、越路地域1件、中之島地域1件、長岡地域1件の計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所におきまして7月21日までに現地確認を実施しております。

1番、小国町諏訪井の田について、車庫及び農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は、小国町諏訪井地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、神谷の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地は、神谷地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、福原の畑について、分家住宅建築敷地として利用するものです。工期は、許可日から令和5年12月20日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性は

なく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

4番、西津町の畑について、営農型太陽光発電用地として利用するものです。工期は、令和5年8月1日から令和8年7月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。本件は営農継続を前提として、支柱を立てて農地の上部空間に発電設備を設置するもので、このような営農型の発電設備につきましては、支柱部分について例外的に一時転用の許可ができるものであります。

なお、本件は営農型太陽光発電用地として3年間の一時転用をしておりましたが、転用期間が満了するに当たり、太陽光発電の事業者が倒産したため、地権者が事業を引き継ぎ、新たに一時転用許可を申請したものであります。過去の転用期間では下部の農地での営農状況に問題はありませんでした。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第3号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第4号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 恐れ入れますが、初めに議案書の差し替えをお願いいたします。

9ページの4番、西谷の案件につきまして、取下げとなりましたので、西谷の案件は削除しまして、5から8番の案件を4番から7番に順次繰

り上げました。既に皆様のお手元にお配りしております。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

これに伴いまして、議案資料も修正がございます。口頭にて説明しますので、各自修正のほうをお願いいたします。まず、13、14ページをお開きください。13ページの左上の農地法第5条の許可申請ナンバー3、6となっている6の部分をも5に修正してください。続いて、14ページのナンバー6の記載につきましても、ナンバー5と修正してください。続きまして、15、16ページです。こちらは削除となりますので、バツとしてください。17ページ左上のナンバー5をナンバー4と修正いただきたいと思います。続いて、19ページの左上のナンバー7をナンバー6と修正してください。21ページ左上のナンバー8をナンバー7と修正してください。続いて、最後のページになりますが、左上のナンバー5をナンバー4と修正してください。

それでは、説明を申し上げます。

農地法第5条は、農地の所有者以外のものが、その所有者から買った借りたりして農地を農地以外のものにする場合、知事または指定市町村の長の許可を受けなければならないとの法律でございます。ただし、4条と同様、市街化区域内の農地につきましても、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合は許可を要しません。

議案書の9、10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域4件、寺泊地域2件、小国地域1件の計7件でございます。

1番、滝谷町の田について、資材置場用通路として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年9月1日から令和5年9月30日までの計画です。申請地のおおむね300メートル以内に越後滝谷駅があることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、高畑町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年12月20日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に豊田小学校と旭岡中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

3番と5番は同一の計画によるものですので、一括して説明させていただきます。3、5番、寺泊碓田の田について、駐車場及び庭敷地として利用するために、3番は売買による所有権移転、5番は贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年9月30日までの計画です。申請地は、寺泊碓田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、小国町千谷沢の畑について、車庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。申請地は、小国町千谷沢地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、百束町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年10月31日までの計画です。申請地は、百束町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

7番、才津東町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年11月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第4号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第5号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画を1冊配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

それでは、議案書の13ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で4件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が1件、賃借権移転が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分については、このたびは48件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が40件、使用貸借権設定が8件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは45件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が39件、使用貸借権設定が6件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認ください。

以上、計97件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一

部を改正する法律、附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律、附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について

議長 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。また、議案資料の23から30ページに案内図、位置図を掲載しておりますので、ご参考としてください。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画を変更するに当たり、意見を求められたものであります。除外4件の申出がありました。

除外の1番、長岡地域川崎町の農地1筆、1,021平方メートルについて、自動車修理工場の敷地拡張として利用するもので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

除外の2番、長岡地域稲葉町の農地1筆、2.63平方メートルについて、道路敷地(隅切り)として利用するもので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

除外の3番、越路地域不動沢の農地4筆の計7,191平方メートルについ

て、市道拡幅により既存敷地が減少するため、駐車場及び製品倉庫の移転が必要となったことなどから、既存施設の拡張をするもので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

除外の4番、与板地域与板町与板の農地1筆、314平方メートルについて、自動車修理工場の敷地拡張として利用するもので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

以上について、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

農業振興地域整備計画の変更については、異議なしと決定いたします。

議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議長

議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。

長岡市農水産政策課のご説明を求めます。

荒木係長(農水産政策課) 長岡市農水産政策課担い手育成係の荒木と申します。私のほうから議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明させていただきます。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針に即して市町村が独自に定めるものでございます。この構想には、その地域において効率的で安定的な農業経営の指標であったり、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援策などを総合的に定めております。また、その地域の将来の農業の展開方向、特に

その中で育成していく経営体の展望を明らかにする計画などを定めているものをいいます。

このたび令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正施行されたことに伴い、県の基本方針が変更され、市町村の基本構想を今年の9月までに改正しなければならなくなったものでございます。改正に当たりましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条、第6条に農業委員会及び農協の意見を聴かなければならないと定められております。その意見をつけて県に協議し、同意を得ることとなっているため、今回の総会議案に上げさせていただいたものでございます。

変更の内容につきましては、議案第7号別紙を基に説明させていただきます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る理由についてをご覧ください。

第3、農業を担う者の確保及び育成に関する事項が追加され、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農希望者の受入れ体制の確保、関係機関との役割分担、連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方や取組について記載させていただいております。

第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項について、地域計画の策定を通じた地域の合意形成による農用地の集団化、担い手の受け手の不足している地域等における農地利用の在り方等を追加で記載させていただいております。

第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項について、地域計画策定における協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準、地域計画策定の進め方、地域計画の策定に基づく農用地の利用権の設定の進め方、農作業の受委託の促進について追加で記載しております。

また、その他法律改正、施策の変更等に伴う文言修正も行っております。構想の案につきましては、お配りしました資料、A4縦でつづったものがございますが、記載内容が大変多くございますので、細かい説明は省略とさせていただきます。今ほど私が説明させていただいた変更に係る理由と併せて後ほどご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議長

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更
についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第1号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第1号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について10件を18から19ページに、5条の届出について17件を20から24ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を25ページに、利用権の解約について11件を26から27ページに、中間管理権の解約について3件を28ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時43分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年7月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	出	駒野亜由美																		
3	出	菫澤哲也	15	出	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	出	千野俊輔																		
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	出	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">24</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>人</td> <td>菫澤哲也</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>櫻井正広</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	24	人	議事録署名委員		欠席委員	人	0	人	菫澤哲也	委員		計	24	人	櫻井正広	委員
出席委員	人	24	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	0	人	菫澤哲也	委員																		
	計	24	人	櫻井正広	委員																		